諮 問 第 3 4 号 環 自 野 第 5 3 6 号 平成 1 3 年 1 2 月 2 1 日

中央環境審議会

会長 森 嶌 昭 夫 殿

環 境 大 臣 川 口 順 子

バイオセーフティに関するカルタへナ議定書に対応した 国内措置のあり方について(諮問)

環境基本法(平成5年法律第91号)第41条第2項第2号の規定に基づき、 バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書に対応した国内措置のあり方につい て、貴審議会の意見を求めます。

(諮問理由)

バイオテクノロジーにより改変された生物による生物多様性への影響の防止等を目的として、2000年1月に生物多様性条約に基づくバイオセーフティに関するカルタへナ議定書が採択されているが、議定書の我が国での的確かつ円滑な実施を図り、生物多様性への影響の防止等を図るためには、リスク評価、管理の確実な実施等に関する新たな措置が必要である。

このため、生物多様性の保全と持続可能な利用を確保することを目的とした、 バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書に対応した国内措置のあり方につい て、貴審議会の意見を求めるものである。

遺伝子組換え生物小委員会の設置について

平成14年1月8日野生生物部会決定

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。)第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1.野生生物部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、遺伝子組換え生物 小委員会を置く。
- 2. 遺伝子組換え生物小委員会は、バイオセーフティに関するカルタへナ議定書 に対応した国内措置のあり方についての検討を行う。
- 3.遺伝子組換え生物小委員会の決議は、部会長の同意を得て、野生生物部会の決議とすることができる。

遺伝子組換え生物小委員会の運営方針について

平成14年1月8日野生生物部会長決定

1.会議の公開

(1)会議の公開・非公開

小委員会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定の者 に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合又は特定の野生動 植物の保護に著しい支障を及ぼすおそれのある場合には、委員長は、小委員 会を非公開とすることができる。

(2)公開する場合の必要な制限

委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。

2. 出席者

代理出席は認めない。欠席した委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)については、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。

3.会議録

(1)会議録の作成、配布

会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。

会議録の調整に当たっては、当該会議に出席した委員等の了承を得るものとする。

会議録は、小委員会に属する委員等に配布するものとする。

(2)会議録及び議事要旨の公開

公開した会議の議事録は、公開するものとする。また、非公開とした会議の会議録であっても、小委員会が認めたときは、公開するものとする。

小委員会の会議について、議事要旨を作成し、公開するものとする。

公開した会議の会議録(小委員会が公開を認めた会議録を含む。)及び 議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口へ の備え付けにより行うものとする。